2　弁済の場所および方法

更生計画による弁済は、すべて管財人の事務所（東京都千代田区丸の内３丁目３番１号　新東京ビル225区　東京丸の内・春木法律事務所）において行う。

ただし、優先的更生債権の納付は、徴収権者の指定する方法により、指定する場所にて行う。また、更生担保権者または更生債権者が銀行等金融機関の口座への振込を求めたときは、振込により弁済を行う。振込費用は更生会社の負担とする。

3　放棄・取下債権の取扱

平成21年11月９日以降更生計画認可決定までに、更生担保権・更生債権の放棄または取下げがなされた場合の権利の変更および弁済方法は、残債権額を基準として行う。

4　債権譲渡等の取扱

平成21年11月９日以降、更生担保権・更生債権の譲渡または移転がなされた場合においても、権利の変更および弁済方法は、譲渡または移転前の債権額を基準とする。一部譲渡または移転の場合は、免除額は新旧権利者双方がその債権額に按分して負担する。

5　端数処理

更生担保権・更生債権の権利変更において生じる免除後の１円未満の端数は切り上げる。分割弁済の場合の１回分の分割金について生じる１円未満の端数は切り上げ、最終回で調整する。

第４章　未確定更生担保権等の措置

1　未確定更生担保権

①　別表17「未確定更生担保権表」記載の未確定更生担保権が確定した場合、更生担保権として確定した額については、第３章第２節の第２の更生担保権者の権利の変更と弁済方法の定めを適用して弁済する。

②　既に弁済期日を経過した分については、確定後最初に到来する定期弁済日（ただし、当該定期弁済日が当該確定の日から１か月以内に到来する場合は、当該確定の日の１か月後）に、経過した弁済期日に支払うべきであった分割金を加算して弁済する。

2　未確定一般更生債権

①　別表18「未確定一般更生債権表」記載の更生債権が確定したときは、その確定債権額については、第３章第４節の一般更生債権者の権利の変更と弁済方法の定めを適用して弁済する。

②　既に弁済期日を経過した分については、確定後最初に到来する定期弁済日（ただし、当該定期弁済日が当該確定の日から１か月以内に到来する場合は、当該確定の日の１か月後）に、経過した弁済期日に支払うべきであった分割金を加算して弁済する。

第５章　資本金の額の減少および株主の権利の変更等

1　減少する資本金の額　　1,955万円

2　資本金の額の減少がその効力を生ずる日

第６章に定める募集株式について金銭の払込が履行されて、募集株式の効力が発生した日（以下「募集株式の効力発生日」という。）

3　自己株式取得

更生計画認可決定前の発行済株式総数1210株の全部を、更生会社が無償で取得する。更生会社が株式を取得する日は、募集株式の効力発生日とする。

4　自己株式の消却

前記３によって更生会社が取得した自己株式は、募集株式の効力発生日に全部消却する。

5　株券の提出

更生会社は、発行済株式の全部について株券を発行していないので、株券の提出は求めない。

第６章　募集株式の発行

第１　募集株式の発行

更生会社は、次のとおり募集株式を引き受ける者の募集を行う。

会社法第199条１項に規定する募集事項は、次のとおりとする。

1　募集株式の種類　普通株式

2　募集株式の数　200株

3　募集株式の払込金額　１株につき５万円

4　募集株式と引換えにする金銭の払込期日

払込期日は、更生計画認可決定の日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日とする。ただし、管財人は、新株式の割当を受けた者の同意があるときは、裁判所の許可を得て、前記払込期日を変更し、認可決定の確定する日以降の日を新たな払込期日として定めることができる。

5　増加する資本金および準備金に関する事項

①　増加する資本金　　1000万円

②　増加する資本準備金　　０円

第２　割当

募集株式のうち120株については関勝剛に割り当て、残り80株については、裁判所の許可を得たうえで同人が指定する者に割り当てる。

第３　配当の制限

会社更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行わない。

第７章　弁済資金の調達方法および予想超過収益金の使途

第１　弁済資金の調達

更生担保権および更生債権の弁済資金は、営業収益金、募集株式に対する払込金、資産の売却金、手元資金および裁判所の許可を得たうえでの関勝剛またはその指定する者からの借入金をもってこれに充てる。

第２　予想超過収益金の使途

予想超過収益金等が生じた場合には、原則として運転資金および事業上必要な投資に充てる。

第８章　共益債権とその弁済方法

1　更生手続開始決定日（平成21年11月９日）から平成22年２月28日までに支払った共益債権は、別表19「共益債権支払実績および未払残高表」のとおりである。

2　同日現在の未払共益債権は、別表19「共益債権支払実績および未払残高表」のとおりである。

3　２記載の未払共益債権および平成22年３月１日から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金その他をもって支払う。

第９章　弁済した更生債権―少額更生債権の弁済

更生会社が、会社更生法47条２項および５項の規定により裁判所の許可を得て弁済した少額の債権は、別表20「弁済した更生債権一覧表（少額債権）」記載のとおり７件であり、その総額は、328,720円である。

第10章　担保権等の措置

第１節　担保権の処理

1　不動産担保権（継続使用不動産）

①　別表14「存続する担保権および目的物一覧表（継続使用不動産）」記載の各担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。ただし、同表の根抵当権の担保すべき元本は、更生計画認可決定によって同欄記載の金額に確定する。

②　①に関わらず、未確定更生担保権が確定した場合、別表14「存続する担保権および目的物一覧表（継続使用不動産）」記載の各未確定更生担保権は、確定した更生担保権の額の限度で、従前の順位により存続する。ただし、同表の根抵当権の担保すべき元本は、未確定更生担保権の確定によって当該更生担保権の額に確定する。

③　同表記載の根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権の元本確定登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

④　同表記載の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額または極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額（ただし、未確定更生担保権については確定した更生担保権の額）に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑤　同表記載の担保権の被担保債権の弁済が完了したときは、同表記載の担保権は消滅する。この場合、当該担保権者は当該担保権設定登記の抹消登記手続をする。当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。